

宇都宮市 結婚新生活支援事業

令和5年度 申請の手引き



宇都宮市で新生活をスタートさせる新婚のご夫婦に
住宅購入費や賃貸住宅の家賃、引越費用などを補助します

宇都宮市総合政策部人口対策・移住定住推進室



令和5年4月 修正版

もくじ

- 1 宇都宮市結婚新生活支援事業補助金の概要 P1
 - [参考]「宇都宮市立地適正化計画」に基づく「居住誘導区域」 ・ P2
- 2 手続の流れ P3
- 3 宇都宮市の他の事業における住宅取得費用等の補助制度との比較
 - (1) 住宅取得費用
「ようこそ宇都宮へ！マイホーム取得支援
事業補助金」 P5
 - (2) 住宅賃借費用「ようこそ宇都宮へ！フレッシュマン・
若年夫婦・子育て世帯等家賃補助金」 P6

1 宇都宮市結婚新生活支援事業補助金の概要

本事業は、宇都宮市での結婚や子育ての希望がかなえられるよう、経済的不安の軽減を図るため、結婚に伴う新生活に必要な住宅取得若しくは賃借又は引越しに関する費用の一部を補助し、若い世代の結婚を後押しする事業です。

(1) 対象となる世帯

次の①から⑩までの条件をすべて満たす世帯が対象です。

- ① 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ② 婚姻届受理時の年齢が夫婦ともに39歳以下(※1)
(※1) 年齢の計算については、「年齢計算に関する法律第2項」及び「民法第143条」に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されますのでご注意ください
例：昭和59年4月1日生まれの方は令和6年3月31日に40歳になります
- ③ 夫婦の令和4年の所得の合計が500万円未満(※2)
(※2) 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得の合計から貸与型奨学金の年間返済額を控除します
- ④ 申請時において、自治会に加入している
- ⑤ 「宇都宮市立地適正化計画」に定める「居住誘導区域」(※2)に居住し、住民票の住所が対象の住宅の所在地となっている
(※3) 次頁をご参照ください
- ⑥ 夫婦のいずれもが補助対象となる住宅以外の住宅を所有していない
- ⑦ 過去に本市及び他自治体において、この制度(※4)に基づく補助を受けたことがない
(※4) 国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した「結婚新生活支援事業」
- ⑧ 宇都宮市の他の事業における住宅購入費や賃貸住宅の家賃、引越費用等の補助を受けていない
- ⑨ 夫婦のいずれもが市税の滞納がない
- ⑩ 宇都宮市暴力団排除条例(平成23年宇都宮市条例第37号)第2条に規定する暴力団員等ではない

(2) 対象費用及び対象期間

対象費用は、対象期間内に支払った以下の①・②・③・④の合計で、婚姻日が「令和5年4月1日から令和6年3月31日」かつ、夫婦ともに年齢が29歳以下の場合は一世帯当たり60万円を上限とし、その他の場合は一世帯当たり30万円を上限とします。

ア 対象経費

- ① 住宅取得費用：住宅の購入費(土地の購入費は除く)
- ② 住宅賃借費用：賃貸住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ③ 引越費用：引越事業者又は運送業者へ支払った実費
- ④ リフォーム費用：住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用(倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は除く)

イ 対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 申請期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日まで

※ ただし、予算の申請が予算額の上限に達した時点で受付を終了します。

上記の要件に当てはまらない場合でも、類似する補助制度があります。P5、6をご覧ください。

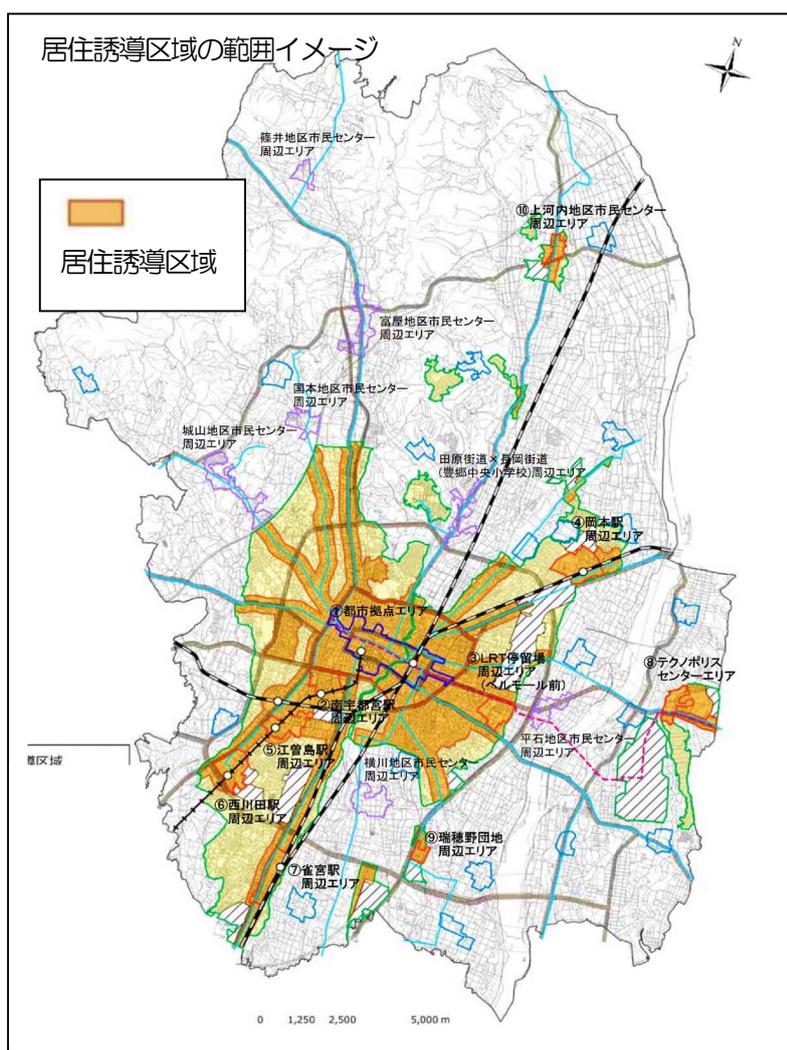
参考（※2）「宇都宮市立地適正化計画」に基づく「居住誘導区域」

「居住誘導区域」は、中心市街地や駅周辺、幹線道路の沿線など、公共交通を使いながら便利で暮らしやすいエリアとして、「宇都宮市立地適正化計画（平成29年3月策定）」に定めた区域です。

宇都宮市では、人口減少や少子・超高齢社会においても、安心して便利に暮らし続けられる「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の形成を目指しています。

申請する住宅の所在地が「居住誘導区域」かどうかを調べるためには、宇都宮市ホームページに掲載の「宇都宮市まちかど情報マップ」をご覧ください。

検索の手順は、「FAQ よくある質問」のQ25をご覧ください。



2 手続きの流れ

STEP1 事前相談



①から⑩までの補助対象要件を満たしているか確認してください。

その後、人口対策・移住定住推進室（宇都宮市役所5階）に御来庁いただくか、お電話でご相談ください。交付に必要な書類や、交付申請の時期などをお伝えします。

対象要件 ※以下のすべてを満たしていることを確認してください。		
①	<input type="checkbox"/> 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された	→ FAQ よくある質問 Q8~Q10参照
②	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理時の年齢が夫婦ともに39歳以下	→ FAQ よくある質問 Q11参照
③	<input type="checkbox"/> 夫婦の令和4年の所得の合計が500万円未満 ※ 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得の合計から貸与型奨学金の年間返済額を控除	→ FAQ よくある質問 Q15~Q21参照
④	<input type="checkbox"/> 申請時において自治会に加入している ※ 申請時に加入していることが要件なので、相談のタイミングで加入していなくても問題なし。	→ FAQ よくある質問 Q22, Q23 参照
⑤	<input type="checkbox"/> 「宇都宮市立地適正化計画」に定める「居住誘導区域」に居住し、住民票の住所が対象の住宅の所在地となっている	→ FAQ よくある質問 Q24, Q25 参照
⑥	<input type="checkbox"/> 夫婦のいずれもが補助対象となる住宅以外の住宅を所有していない	
⑦	<input type="checkbox"/> 過去に本市及び他自治体において、この制度に基づく補助を受けたことがない ※ 国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した「結婚新生活支援事業」	
⑧	<input type="checkbox"/> 宇都宮市の他の事業における住宅購入費や賃貸住宅の家賃、引越費用等の補助を受けていない	
⑨	<input type="checkbox"/> 夫婦のいずれもが市税の滞納がない	
⑩	<input type="checkbox"/> 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年宇都宮市条例第37号）第2条に規定する暴力団員等ではない	

STEP2 交付申請



以下の①から⑧までの書類をご用意のうえ、人口対策・移住定住推進室（宇都宮市役所5階）に申請してください。また、該当がある場合は、⑨及び、⑩の書類もあわせて提出してください。なお、代理の方が窓口で申請書を提出することや、郵送で申請することができます。

書類をもとに市が内容を審査し、補助金交付の決定について通知します。

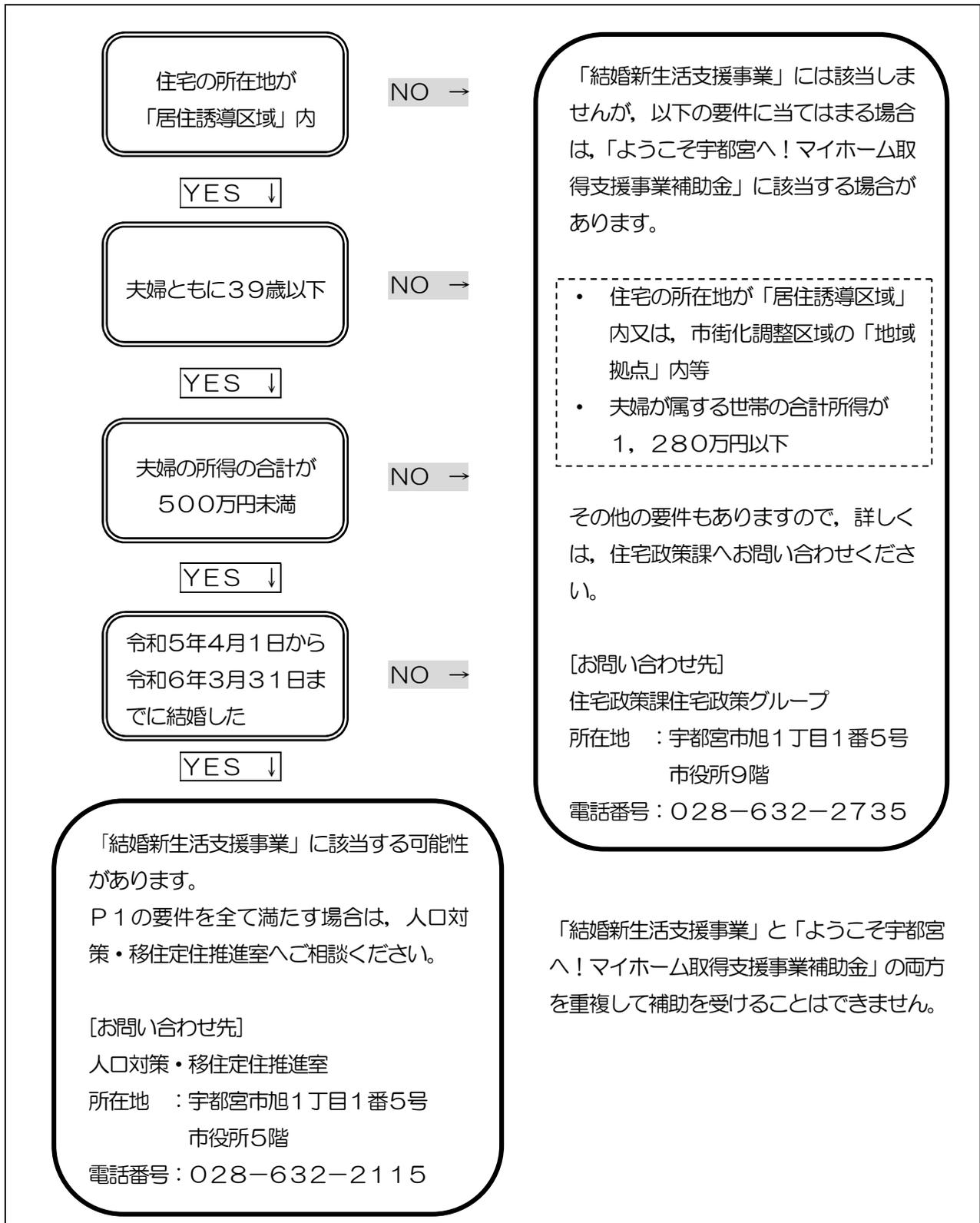
申請書類 ※以下の全ての書類を提出してください。	
①	<input type="checkbox"/> 令和5年度宇都宮市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
②	<input type="checkbox"/> 「婚姻届受理証明書」又は婚姻届が受理された後の「戸籍謄本」
③	<input type="checkbox"/> 夫婦の住民票の写し
④	<input type="checkbox"/> 夫婦の「令和5年度課税証明書」又は「令和5年度（令和4年分）所得証明書」 ※ 源泉徴収票は不可
⑤	<input type="checkbox"/> 市税の完納証明書 ※ 令和5年1月1日時点で宇都宮市に住民票がない場合は不要
⑥	新婚世帯が現に居住する本人又は配偶者名義の住宅に係る次のア、イ又はウのいずれかの書類 <input type="checkbox"/> ア 住宅取得の場合：工事請負契約書又は売買契約書の写し及び登記事項証明書 イ 住宅のリフォームの場合：工事請負契約書又は請書の写し ウ 住宅賃借の場合：賃貸借契約書の写し
⑦	<input type="checkbox"/> 補助対象費用の領収書またはその写し ※ 対象費用の引き落とし口座の通帳の写しでも可。ただし、補助対象費用の引き落としであることが確認できる場合のみ
⑧	<input type="checkbox"/> 住居手当支給証明書（様式第2号） ※ 住居手当が支給されていない場合も必須

以下について該当がある場合は、提出してください。

⑨	<input type="checkbox"/> 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金を受けている場合 ⇒ 貸与型奨学金の令和4年分の年間返済額が確認できる書類 ※ 奨学金の返済額を差し引く前の所得合計額が500万円未満の場合は不要
⑩	<input type="checkbox"/> 日本国以外で婚姻の手続を行った場合 ⇒ 婚姻の手続を行った国での婚姻証明書及びその和訳

3 宇都宮市の他の事業における住宅取得費用等の補助制度との比較

(1) 住宅取得費用「ようこそ宇都宮へ！マイホーム取得支援事業補助金」



(2) 住宅賃借費用「ようこそ宇都宮へ！フレッシュマン・若年夫婦・子育て世帯等家賃補助金」

住宅の所在地が 「居住誘導区域」内	NO →	「結婚新生活支援事業」、「ようこそ宇都宮へ！フレッシュマン・若年夫婦・子育て世帯等家賃補助金」ともに、該当しません。
YES ↓		
夫婦ともに39歳以下	NO →	「結婚新生活支援事業」には該当しませんが、以下の要件に当てはまる場合は、「ようこそ宇都宮へ！フレッシュマン・若年夫婦・子育て世帯等家賃補助金」に該当する場合があります。 <div data-bbox="900 875 1350 1099" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">夫婦が属する世帯の合計所得が554万円以下義務教育終了前の子どもがいる子育て世帯</div> <p>その他の要件もありますので、詳しくは、住宅政策課へお問い合わせください。</p> <p>[お問い合わせ先] 住宅政策課住宅政策グループ 所在地：宇都宮市旭1丁目1番5号 市役所9階 電話番号：028-632-2735</p>
YES ↓		
夫婦の所得の合計が 500万円未満	NO →	
YES ↓		
令和5年4月1日から 令和6年3月31日 までに結婚した	NO →	
YES ↓		
<p>「結婚新生活支援事業」に該当する可能性があります。</p> <p>P1の要件を満たす場合は、人口対策・移住定住推進室へご相談ください。</p> <p>[お問い合わせ先] 人口対策・移住定住推進室 所在地：宇都宮市旭1丁目1番5号 市役所5階 電話番号：028-632-2115</p>		「結婚新生活支援事業」と「ようこそ宇都宮へ！フレッシュマン・若年夫婦・子育て世帯等家賃補助金」の両方を重複して補助を受けることはできません。

宇都宮市総合政策部人口対策・移住定住推進室

住所:〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

電話: 028-632-2115

E-mail:u10004500@city.utsunomiya.tochigi.jp